

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月25日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-6880-6400

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年1月25日付をもって提出しました有価証券届出書（平成24年4月13日付で有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新および訂正するため、また、原届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

(9) 払込期日

<訂正前>

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です（以下同じ）。

<訂正後>

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

第二部 ファンド情報

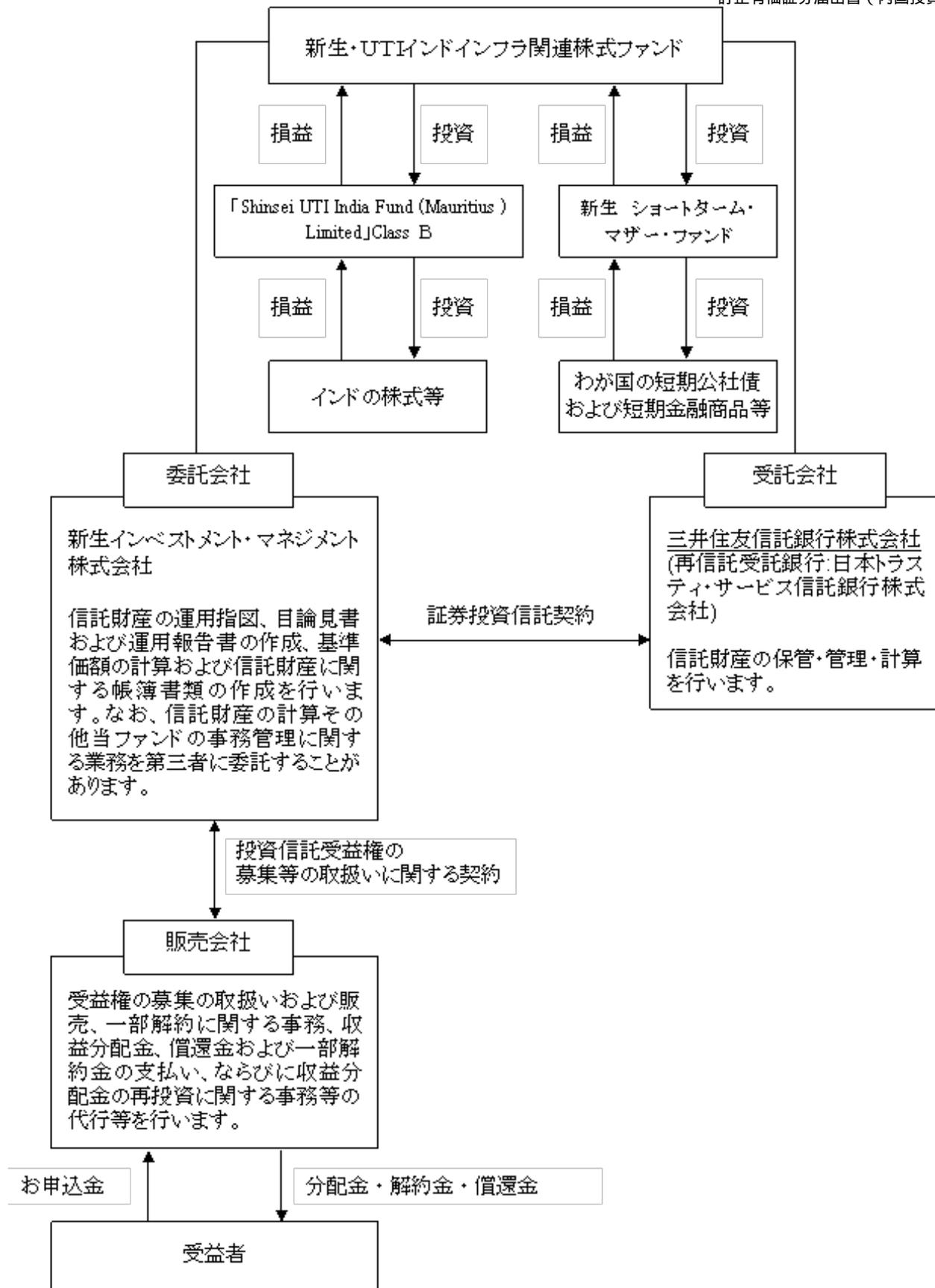
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正前>



契約等の概要

<訂正前>

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内

容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

（後略）

<訂正後>

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（三井住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

（後略）

委託会社の概要

<訂正前>

1) 資本金

4億9,500万円（平成23年11月末日現在）

（中略）

3) 大株主の状況

（平成23年11月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

<訂正後>

1) 資本金

4億9,500万円（平成24年5月末日現在）

（中略）

3) 大株主の状況

（平成24年5月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

2 投資方針

(3) 投資対象

運用の指図範囲等

<訂正前>

- 1) 委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

（後略）

<訂正後>

- 1) 委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

（後略）

<投資対象ファンドの概要>

- 2) 新生 ショートターム・マザーファンド

<訂正前>

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	<u>住友信託銀行株式会社</u>

<訂正後>

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）運用体制

新生インベストメント・マネジメント株式会社

<訂正前>

（中略）

上記体制等は平成23年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（中略）

上記体制等は平成24年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

UTI アセット・マネジメント社

<訂正前>

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています（人員は、平成23年11月末日現在）。

証券リサーチ部門	12名
----------	-----

ファンドマネジメント部門	15名
ポートフォリオマネジメント部門	20名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

（中略）

上記体制等は平成23年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています（人員は、平成24年5月末日現在）。

証券リサーチ部門	15名
ファンドマネジメント部門	14名
ポートフォリオマネジメント部門	20名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

（中略）

上記体制等は平成24年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

（2）投資リスクに対する管理体制

<訂正前>

（前略）

上記体制等は平成23年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

上記体制等は平成24年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

（5）課税上の取扱い

以下のとおり更新されます。

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

<普通分配金と元本払戻金（特別分配金）>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

- （１）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （２）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
- （３）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本>

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- （１）受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- （２）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

<個人投資家の場合>

（１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	10%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	10.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	20.315%

（2）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	10%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	10.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	20.315%

< 法人投資家の場合 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

	税率（%）

平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	7%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	7.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	15.315%

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

[次へ](#)

5 運用状況

以下のとおり更新されます。

以下は平成24年5月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	823,382,018	95.41
親投資信託受益証券	日本	20,196,687	2.34
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		19,448,023	2.25
合計(純資産総額)		863,026,728	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
モーリシャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	2,402,236,044	414	996,639,689	342.7565	823,382,018	95.41
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	19,876,673	1.0155	20,184,761	1.0161	20,196,687	2.34

(種類別および業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		95.41
親投資信託受益証券		2.34
合計		97.75

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）運用実績

純資産の推移

平成24年5月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第1期計算期間末 (平成20年10月27日)	949	949	0.3378	0.3378
第2期計算期間末 (平成21年10月26日)	2,375	2,375	0.6715	0.6715
第3期計算期間末 (平成22年10月25日)	2,006	2,006	0.6671	0.6671
第4期計算期間末 (平成23年10月25日)	1,089	1,089	0.4156	0.4156
第5期中間計算期間末 (平成24年4月25日)	1,008	1,008	0.3997	0.3997
平成23年5月末日	1,520		0.5461	
平成23年6月末日	1,543		0.5584	
平成23年7月末日	1,477		0.5426	
平成23年8月末日	1,273		0.4746	
平成23年9月末日	1,157		0.4364	
平成23年10月末日	1,147		0.4388	
平成23年11月末日	1,007		0.3880	
平成23年12月末日	891		0.3460	
平成24年1月末日	1,047		0.4078	
平成24年2月末日	1,170		0.4577	
平成24年3月末日	1,100		0.4331	
平成24年4月末日	1,006		0.3996	
平成24年5月末日	863		0.3444	

純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

分配の推移

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 (平成20年2月29日～平成20年10月27日)	0.0000
第2期計算期間 (平成20年10月28日～平成21年10月26日)	0.0000
第3期計算期間 (平成21年10月27日～平成22年10月25日)	0.0000
第4期計算期間 (平成22年10月26日～平成23年10月25日)	0.0000
第5期中間計算期間 (平成23年10月26日～平成24年4月25日)	

収益率の推移

期間	収益率（％）
第1期計算期間 (平成20年2月29日～平成20年10月27日)	66.2

第2期計算期間 (平成20年10月28日～平成21年10月26日)	98.8
第3期計算期間 (平成21年10月27日～平成22年10月25日)	0.7
第4期計算期間 (平成22年10月26日～平成23年10月25日)	37.7
第5期中間計算期間 (平成23年10月26日～平成24年4月25日)	3.8

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

<参考>

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

分配の推移

決算期	分配金
11年10月	0円
10年10月	0円
09年10月	0円
08年10月	0円
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

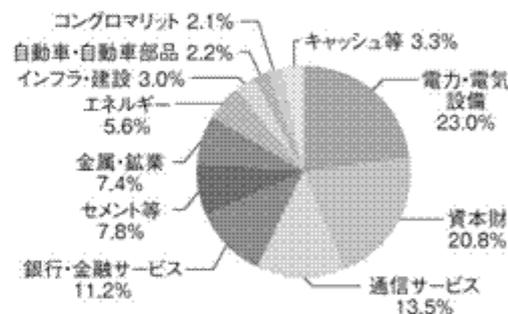
主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入上位銘柄】

順位	銘柄名	業種	組入比率
1	ブハルティ・エアテル	通信サービス	11.5%
2	ラーセン&トップロ	資本財	9.5%
3	ハウジング・ディベロップメント・ファイナンス・コープ	銀行・金融サービス	7.6%
4	パーラト重電機	電力・電気設備	7.6%
5	シュリーセメント	セメント等	4.8%
6	グラインドウェル・ノートン	資本財	4.2%
7	ナショナル・サーマルパワー	電力・電気設備	3.8%
8	コール・インディア	金属・鉱業	3.5%
9	カミンズ・インディア	電力・電気設備	3.5%
10	インド石油ガス公社	エネルギー	3.1%

【業種配分】



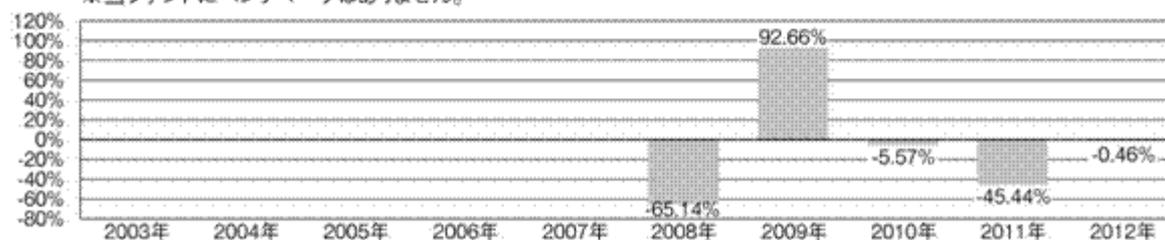
※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2008年は設定日(2月29日)から年末までの収益率、2012年は1月から5月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

< 参考 >

「新生ショートターム・マザーファンド」の平成24年5月末日現在の運用状況です。また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	389,977,650	98.18
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		7,244,254	1.82
合計(純資産総額)		397,221,904	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	第262回国庫短期証券	国債証券	2012年6月4日	250,000,000	99.97	249,936,500	99.99	249,995,750	62.94
日本	第277回国庫短期証券	国債証券	2012年8月6日	100,000,000	99.97	99,975,500	99.98	99,982,700	25.17
日本	第264回国庫短期証券	国債証券	2012年6月11日	40,000,000	99.97	39,989,880	99.99	39,999,200	10.07

(種類別および業種別の投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.18
合計		98.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成20年2月29日～平成20年10月27日)	3,458,809,847	648,628,697
第2期計算期間 (平成20年10月28日～平成21年10月26日)	1,329,513,063	601,945,840
第3期計算期間 (平成21年10月27日～平成22年10月25日)	220,982,618	751,310,080

第4期計算期間 (平成22年10月26日～平成23年10月25日)	116,937,472	503,038,709
第5期中間計算期間 (平成23年10月26日～平成24年4月25日)	46,856,062	144,991,265

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

[次へ](#)

第3 ファンドの経理状況

以下の内容が追加されます。

< ファンドの経理状況・中間 >

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成23年10月26日から平成24年4月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

[次へ](#)

新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド 中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

		第5期中間計算期間 (平成24年4月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		35,207,963
投資証券		961,348,440
親投資信託受益証券		20,194,699
未収入金		-
未収利息		48
流動資産合計		1,016,751,150
資産合計		1,016,751,150
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,304,594
未払受託者報酬		279,434
未払委託者報酬		6,091,593
その他未払費用		524,844
流動負債合計		8,200,465
負債合計		8,200,465
純資産の部		
元本等		
元本		2,523,184,471
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		1,514,633,786
純資産合計		1,008,550,685
負債純資産合計		1,016,751,150

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

	第 5 期中間計算期間 (自平成23年10月26日 至平成24年 4 月25日)
営業収益	
受取利息	4,966
有価証券売買等損益	33,891,029
営業収益合計	33,886,063
営業費用	
受託者報酬	279,434
委託者報酬	6,091,593
その他費用	524,844
営業費用合計	6,895,871
営業利益又は営業損失 ()	40,781,934
経常利益又は経常損失 ()	40,781,934
中間純利益又は中間純損失 ()	40,781,934
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	402,047
期首剰余金又は期首欠損金 ()	1,531,949,297
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,755,468
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,755,468
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,060,070
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,060,070
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,514,633,786

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 5 期中間計算期間 (自平成23年10月26日 至平成24年 4 月25日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとしており、第 5 期中間計算期間は平成23年10月26日から平成24年 4 月25日までとなっております。	

(追加情報)

第 5 期中間計算期間 (自平成23年10月26日 至平成24年 4 月25日)	
第 5 期中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日）を適用しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第 5 期中間計算期間 (平成24年 4 月25日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	2,523,184,471口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,514,633,786円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3997円 (3,997円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 期中間計算期間 (自平成23年10月26日 至平成24年 4 月25日)	

剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額

中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第5期中間計算期間 (平成24年4月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

第5期中間計算期間 (自平成23年10月26日 至平成24年4月25日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第5期中間計算期間 (平成24年4月25日現在)
期首元本額	2,621,319,674円
期中追加設定元本額	46,856,062円
期中一部解約元本額	144,991,265円

2 有価証券関係

第5期中間計算期間 (平成24年4月25日現在)
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第5期中間計算期間 (平成24年4月25日現在)
該当事項はありません。

[次へ](#)

< 参考 >

本書の開示対象ファンド（新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド）（以下「当ファンド」といいます。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B 投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券です。同外国投資信託の計算期間末日(平成24年3月31日)時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年4月25日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,219,276
国債証券	389,965,690
未収利息	9
流動資産合計	397,184,975
資産合計	397,184,975
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	390,912,727
剰余金	
剰余金	6,272,248
純資産合計	397,184,975
負債純資産合計	397,184,975

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成23年10月26日 至平成24年4月25日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成24年4月25日現在)
1. 計算日における受益権総数	390,912,727口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0160円 (10,160円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

(平成24年4月25日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

(自平成23年10月26日 至平成24年4月25日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの中間計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成24年4月25日現在)
同中間計算期間の期首元本額	390,912,727円
同中間計算期間中の追加設定元本額	-円
同中間計算期間中の一部解約元本額	-円
同中間計算期間末日の元本額	390,912,727円
上記元本額の内訳	
新生・U T I インドファンド	300,568,055円
新生・フラトンV P I Cファンド	70,467,999円
新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

2 有価証券関係

(平成24年4月25日現在)
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

(平成24年4月25日現在)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報) 「Shinsei UTI India Fund(Mauritius)Limited」ClassBの2012年5月末日付け有価証券明

細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入比率(%)
BHARTI AIRTEL LTD	通信サービス	221,013	93,290,523	11.5
LARSEN & TOUBRO LTD	資本財	46,992	76,971,806	9.5
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP LTD	銀行・金融サービス	67,395	61,702,632	7.6
BHARAT HEAVY ELECTRICALS LTD	電力・電気設備	208,000	61,597,876	7.6
SHREE CEMENT LTD	セメント等	11,425	38,643,382	4.8
GRINDWELL NORTON LTD	資本財	99,103	33,911,310	4.2
NTPC LTD	電力・電気設備	148,000	30,377,532	3.8
COAL INDIA LTD	金属・鉱業	63,500	28,542,616	3.5
CUMMINS INDIA LTD	電力・電気設備	46,940	28,136,454	3.5
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	エネルギー	70,841	25,111,585	3.1
ULTRATECH CEMENT LTD	セメント等	12,500	24,739,765	3.1
HINDUSTAN ZINC LTD	金属・鉱業	128,020	20,964,013	2.6
THERMAX LTD	電力・電気設備	30,354	18,945,273	2.3
INFRASTRUCTURE DEV FINANCE CO LTD	資本財	104,500	18,229,461	2.3
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	19,400	17,665,195	2.2
JINDAL STEEL & POWER LTD	コングロマリット	28,200	17,394,006	2.1
MAHARASHTRA SEAMLESS LTD	インフラ・建設	32,500	16,490,673	2.0
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	銀行・金融サービス	21,201	15,625,999	1.9
IDEA CELLULAR LTD	通信サービス	142,500	15,181,815	1.9
CROMPTON GREAVES LTD	電力・電気設備	95,325	14,910,764	1.8
ALSTOM T&D INDIA LTD	電力・電気設備	59,280	14,101,467	1.7
POWER FINANCE CORP LTD	銀行・金融サービス	64,000	13,319,547	1.6
SIEMENS LTD	資本財	13,996	13,264,618	1.6
VOLTAS LTD	資本財	83,803	11,726,800	1.4
INDRAPRASTHA GAS LTD	エネルギー	43,000	11,640,701	1.4
JYOTI STRUCTURES LTD	金属・鉱業	195,334	10,534,990	1.3
RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	9,050	8,927,344	1.1
BLUE STAR LTD	資本財	37,369	8,518,586	1.1
ALSTOM PROJECTS INDIA LTD	電力・電気設備	14,000	6,729,076	0.8
SUZLON ENERGY LTD	電力・電気設備	249,057	6,281,234	0.8
ABB LTD	資本財	5,770	5,919,954	0.7
DLF LTD	インフラ・建設	15,500	4,002,236	0.5
SCHNEIDER ELECTRIC INFRASTRUCTURE LTD	電力・電気設備	34,280	3,831,773	0.5
NCC LTD	インフラ・建設	45,249	1,934,637	0.2
IVRCL LTD	電力・電気設備	29,000	1,649,155	0.2
IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPERS LTD	インフラ・建設	9,635	1,516,533	0.2
TULIP TELECOM LTD	通信サービス	9,162	988,272	0.1

有価証券明細の組入比率は外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B投資証券の純資産総額を基に算出した比率です。

上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

[次へ](#)

2 ファンドの現況

以下のとおり更新されます。

純資産額計算書

以下のファンドの現況は平成24年5月末日現在です。

資産総額	866,361,110 円
負債総額	3,334,382 円
純資産総額（ - ）	863,026,728 円
発行済口数	2,506,093,869 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.3444 円

<参考> 新生ショートターム・マザーファンド

資産総額	397,221,904 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	397,221,904 円
発行済口数	390,912,727 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0161 円

[次へ](#)

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

<u>平成23年11月末現在</u>	資本金	495,000,000円
	(後略)	

<訂正後>

<u>平成24年5月末現在</u>	資本金	495,000,000円
	(後略)	

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

平成23年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計28本（追加型投資信託17本、単位型投資信託11本）であり、純資産の総額は134,844百万円(百万円未満切捨)です。

<訂正後>

(前略)

平成24年5月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計23本（追加型投資信託17本、単位型投資信託6本）であり、純資産の総額は129,031百万円(百万円未満切捨)です。

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

以下のとおり更新されます。

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

[次へ](#)

財務諸表

(1) 貸借対照表

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		748,455		797,088
前払費用			7,918		8,745
未収委託者報酬			189,465		147,167
未収運用受託報酬			22,526		21,488
未収収益			7,545		4,604
繰延税金資産			1,051		979
その他			-		13
流動資産計			976,962		980,087
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	47,094		43,210	
器具備品	1	4,714		3,037	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,390		3,388	
商標権		118		43	
投資その他の資産					
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計			101,438		93,800
資産合計			1,078,401		1,073,888

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			171,204		125,062
未払手数料	2	110,179		83,601	
その他未払金	2	61,025		41,461	
未払費用			10,667		9,858
未払法人税等			3,927		3,948
未払消費税等			2,406		2,726
その他			983		1,030
流動負債計			189,189		142,625
固定負債					
資産除去債務			26,798		27,355
繰延税金負債			9,845		8,568
固定負債計			36,644		35,923

負債合計			225,834		178,549
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		357,566		400,339	
利益剰余金合計			357,566		400,339
株主資本合計			852,566		895,339
純資産合計			852,566		895,339
負債・純資産合計			1,078,401		1,073,888

(2) 損益計算書

期別		第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,571,807		1,377,872	
運用受託報酬		122,817		111,721	
その他営業収益		26,532		20,137	
営業収益計			1,721,157		1,509,732
営業費用					
支払手数料	1	969,557		848,355	
広告宣伝費		34,827		28,754	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		586		563	
調査費		109,811		109,013	
委託計算費		25,355		20,396	
営業雑経費					
通信費		1,840		915	
印刷費		13,862		13,767	
協会費		3,017		2,881	
その他営業雑経費		6,812		8,601	
営業費用計			1,166,270		1,033,849
一般管理費					
給料					
役員報酬		25,290		20,100	
給料・手当		204,317		186,239	
賞与		34,115		27,803	
退職給付費用		35,669		30,274	
交際費		599		1,423	

旅費交通費		10,438		10,096	
租税公課		4,139		3,978	
不動産賃借料		37,458		44,119	
固定資産減価償却費		4,711		7,637	
資産除去債務利息費用		137		556	
諸経費		66,498		72,053	
一般管理費計			423,375		404,281
営業利益			131,511		71,601
営業外収益					
受取利息	1	123		100	
雑収入		3		11	
営業外収益計			126		112
営業外費用					
雑損失		1		2	
営業外費用計			1		2
経常利益			131,636		71,711
特別損失					
固定資産除却損		1,380		-	
移転関連費用	2	12,891		-	
特別損失計			14,271		-
税引前当期純利益			117,365		71,711
法人税、住民税及び事業税	1	42,887		30,144	
法人税等調整額		16,142	59,029	1,206	28,938
当期純利益			58,335		42,772

(3) 株主資本等変動計算書

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	299,231
	当期変動額	当期純利益 58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	当期首残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

純資産合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

〔追加情報〕

第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
--

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第10期 (平成23年3月31日現在)	第11期 (平成24年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281千円</p> <p>器具備品 9,839千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 541,584千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 62,890千円</p> <p>その他未払金 29,399千円</p> <p>当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円</p> <p>器具備品 11,516千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 46,871千円</p> <p>その他未払金 20,663千円</p> <p>当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 487,624千円</p> <p>受取利息 123千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 29,349千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円</p> <p>受取利息 100千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 20,601千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																				
<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

(リース取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

（金融商品関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関係する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	748,455	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	22,526	-
差入保証金	44,119	27,016	17,103
資産計	1,004,567	987,463	17,103
未払手数料	110,179	110,179	-
その他未払金	61,025	61,025	-
負債計	171,204	171,204	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超

預金	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	-
差入保証金	-	44,119
合計	960,447	44,119

第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

(有価証券関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>

	エマージング・カレン シー・債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示してまいります。

	エマージング・カレン シー・債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTIインド ファンド
営業収益	871,660	266,667

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示してまいります。

(資産除去債務関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。	1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。																
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。																
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減																
(単位：千円)	(単位：千円)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th>時の経過による調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>26,661</td> <td>137</td> <td>26,798</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高		26,661	137	26,798	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th>時の経過による調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,798</td> <td></td> <td>556</td> <td>27,355</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	26,798		556	27,355
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
	26,661	137	26,798														
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
26,798		556	27,355														

(関連当事者情報)

第10期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払手数料	62,890
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	29,349	その他未払金	29,349
							敷金の返還	29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第11期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払手 数料	46,871
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
流動資産		流動資産	
未払事業税	1,051千円	未払事業税	979千円
小計	1,051千円	小計	979千円
固定資産		固定資産	
資産除去債務	10,904千円	資産除去債務	9,749千円
その他	891千円	その他	524千円
評価性引当額	10,904千円	評価性引当額	9,749千円
繰延税金負債(固定)との相	891千円	繰延税金負債(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	千円	小計	千円
繰延税金資産合計	1,051千円	繰延税金資産合計	979千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定負債		固定負債	
建物(除去費用)	10,737千円	建物(除去費用)	9,093千円
繰延税金資産(固定)との相	891千円	繰延税金資産(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	9,845千円	小計	8,568千円
繰延税金負債合計	9,845千円	繰延税金負債合計	8,568千円
差引：繰延税金負債の純額	8,794千円	差引：繰延税金負債の純額	7,588千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	

法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%	
住民税均等割額	0.23%	
評価性引当額の増減	9.29%	
その他	0.11%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.30%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する会計年度から平成26年4月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は128千円減少（繰延税金負債は1,199千円減少）し、法人税調整額が1,070千円減少しております。

(退職給付関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第11期
（自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

[次△](#)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

以下のとおり更新されます。

(1) 受託会社

- ・名称 三井住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 342,037百万円(平成24年4月1日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

参考：再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社新生銀行
- ・資本金の額 512,204百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
- ・名称 楽天銀行株式会社
- ・資本金の額 25,954百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
- ・名称 楽天証券株式会社
- ・資本金の額 7,495百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- ・名称 岩井コスモ証券株式会社
- ・資本金の額 13,500百万円(平成24年5月1日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 47,937百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 フィデリティ証券株式会社
- ・資本金の額 5,207.5百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 内藤証券株式会社
- ・資本金の額 3,002百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 トレイダーズ証券株式会社
- ・資本金の額 2,195百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 リテラ・クリア証券株式会社
- ・資本金の額 3,794百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 ばんせい証券株式会社
- ・資本金の額 1,558百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩本 正

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕 晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTインドインフラ関連株式ファンドの平成23年10月26日から平成24年4月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・UTインドインフラ関連株式ファンドの平成24年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年10月

26日から平成24年4月25日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩本 正

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。